

# 消費税の歴史



## 消費税制度改正の歩み

【創設時】	【平成3年改正】	【平成6年秋の税制改革等】 (注)平成9年4月施行	【平成15年度改正】 (注)平成16年4月1日以後に 開始する課税期間について適用
①税率：3%		→ 4% (消費税率換算1%相当の 地方消費税を合わせると5%)	同左
②免税点制度 適用上限 3000万円		資本金1000万円以上の新設法人は不適用 ※設立当初の2年間に限る。	→ 1000万円
③簡易課税制度			
○ 適用上限 5億円	→ 4億円	→ 2億円	→ 5000万円
○ みなし仕入率 90%、80%の2区分	→ 90%、80%、70%、 60%の4区分	→ 90%、80%、70%、60%、 <u>50%</u> の5区分 └ (不動産業、運輸・通信業、 サービス業)	同左
④限界控除制度 適用上限 6000万円	→ 5000万円	→ 制度の廃止	
⑤仕入税額控除：帳簿方式		→ 請求書等保存方式	同左
⑥申告納付 中間納付と確定申告の年2回 (中間申告の基準年税額 60万円超)	→ 中間申告納付回数を年3回に増加 (確定申告と合わせ年4回) 中間申告の基準年税額 60万円超 500万円以下 年1回 500万円超 年3回	→ 中間申告の基準年税額の引下げ 中間申告の基準年税額 48万円超 400万円以下 年1回 400万円超 年3回	→ 中間申告納付回数を年11回に増加 (確定申告と合わせ年12回) 中間申告の基準年税額 48万円超 400万円以下 年1回 400万円超 4800万円以下 年3回 4800万円超 年11回
⑦価格表示			→ 総額表示を義務付け (注)平成16年4月1日から適用

## 消費税の創設

### 「わが国税制の現状と課題 — 21世紀に向けた国民の参加と選択 —（平成12年7月 税制調査会）」（抄）

#### 第二 個別税目の現状と課題

##### 三 消費課税

###### 4. 消費税

###### (1) 消費税のこれまでの歩みとその意義

###### ① 消費税の創設とその意義

消費税は、当調査会の「税制改革についての中間答申」（昭和 63 年 4 月）などに基づく税制の抜本的な改革の大きな柱の一つとして創設され、平成元年 4 月 1 日から 3 % の税率で実施されました。

税制の抜本的改革の背景には、戦後数十年を経て、わが国の経済社会が大きく変化してきたのに対し、シャウプ勧告を原点とする当時の税制がうまく対応しきれていないのではないか、という問題意識がありました。

抜本改革前までの数十年の間に、所得水準は著しく上昇し、また、平準化してきていましたが、当時の税制については、所得課税にウェイトが偏っていたことや、その累進度がかなり強かつたこと、所得の種類間における捕捉のアンバランスが指摘されていたこともあって、税負担の水平的公平（同等の負担能力を持つ者には、同等の税負担を求めるべきとの考え方）に対する関心が、従来以上に高まっていました。

また、21世紀に向けてより豊かな経済社会を築いていく視点からは、本格的な少子・高齢化社会の到来を前に、勤労世代に偏らずより多くの人々が社会を支えていけるような税体系を構築するとともに、社会保障をはじめとする公的サービスの費用を賄うために安定的な歳入構造を確保することが重要な課題と考えられていました。

さらに、当時のわが国の消費課税は、主要国の中で唯一、奢侈性や便益性などに着目して課税する物品税を中心とした個別間接税のみに依存するものであったため、物品間での課税のアンバランスが生じ、また、サービスに対する課税が行われておらず、消費の多様化やサービス化といった変化に対応しきれていませんでした。また、当時、

経済が国際化し、貿易取引が拡大する中で、諸外国との消費課税制度の違いが、貿易摩擦の一因ともなっていました。

消費税は、このような状況の下で、当時の個別間接税制度が直面していた問題点を根本的に解決し、税体系全体を通じる税負担の公平を図るとともに、国民福祉の充実などのために必要な歳入構造の安定化に資するため、消費一般に広く公平に負担を求める税として創設されました。

## ○ 税制改革法（昭和六十三年法律第百七号）（抄）

### （今次の税制改革の趣旨）

第二条 今次の税制改革は、現行の税制が、産業構造及び就業構造の変化、所得の水準の上昇及び平準化、消費の多様化及び消費におけるサービスの比重の増加、経済取引の国際化等を反映して著しく変化してきた現在の経済社会との間に不整合を生じている事態に対処して、将来の展望を踏まえつつ、国民の租税に対する不公平感を払しょくするとともに、所得、消費、資産等に対する課税を適切に組み合わせることにより均衡がとれた税体系を構築することが、国民生活及び国民経済の安定及び向上を図る上で緊要な課題であることにかんがみ、これに即応した税制を確立するために行われるものとする。

### （今次の税制改革の基本理念）

第三条 今次の税制改革は、租税は国民が社会共通の費用を広く公平に分かち合うためのものであるという基本的認識の下に、税負担の公平を確保し、税制の経済に対する中立性を保持し、及び税制の簡素化を図ることを基本原則として行われるものとする。

### （今次の税制改革の方針）

第四条 今次の税制改革は、所得課税において税負担の公平の確保を図るための措置を講ずるとともに、税体系全体として税負担の公平に資するため、所得課税を軽減し、消費に広く薄く負担を求め、資産に対する負担を適正化すること等により、国民が公平感をもつて納税し得る税体系の構築を目指して行われるものとする。

2 省略

### （消費税の創設）

第十条 現行の個別間接税制度が直面している諸問題を根本的に解決し、税体系全体を通ずる税負担の公平を図るとともに、国民福祉の充実等に必要な歳入構造の安定化に資するため、消費に広く薄く負担を求める消費税を創設する。

2・3 省略

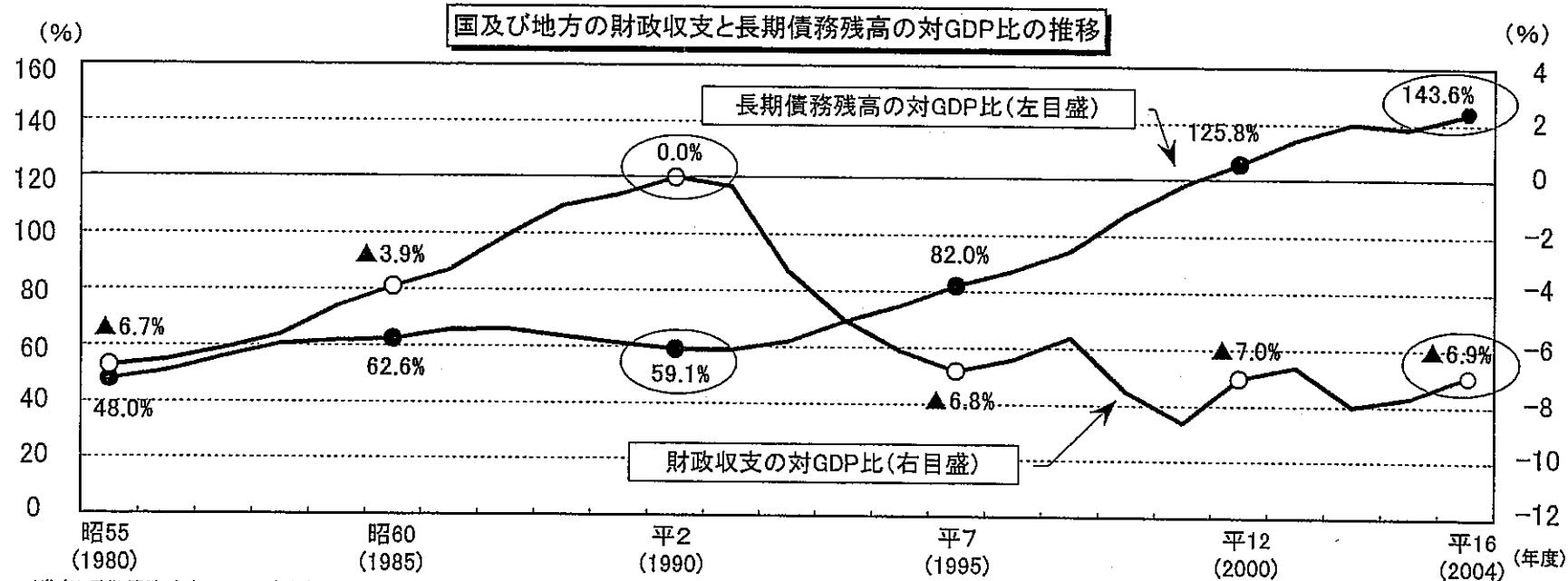
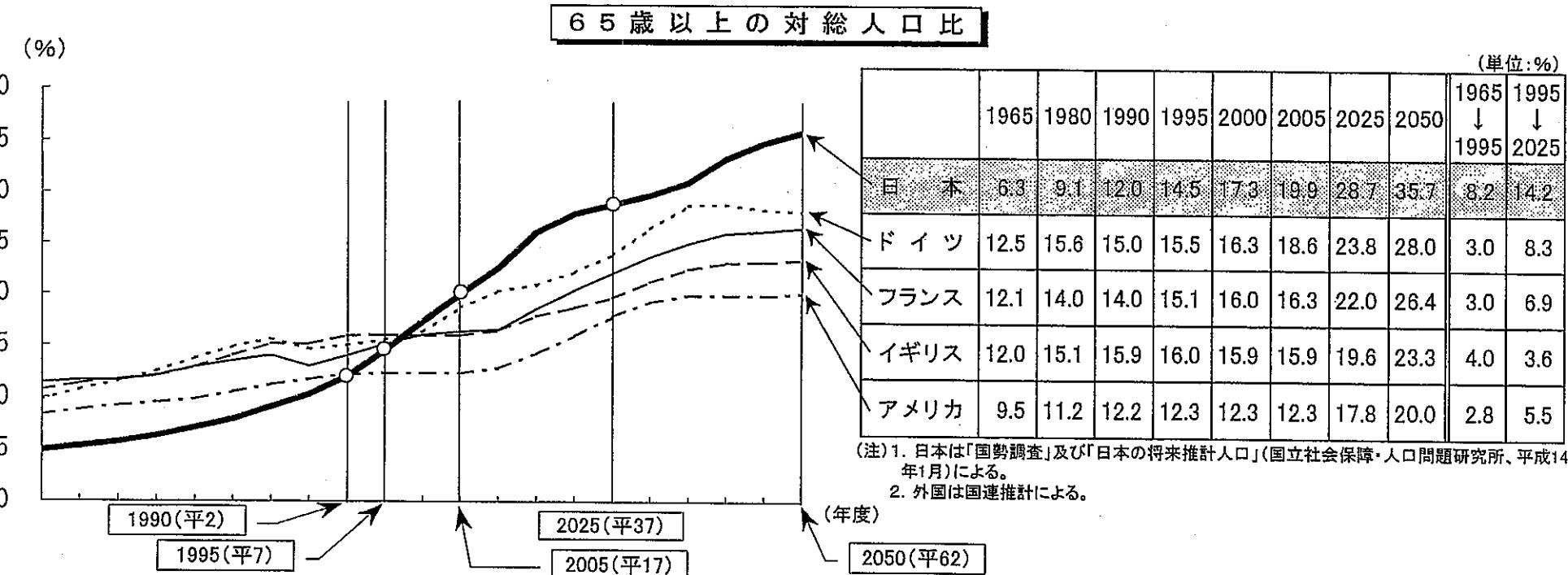
### （参考）昭和63年の税制改革の骨格

（63年度当初予算ベース）

（単位：兆円）

減 収	増 収 等
直接税の減税 5. 8 所得税減税 3. 3 相続税減税 0. 7 法人減税 1. 8	課税の適正化等 1. 2
既存間接税の廃止等 3. 4	消費税の創設 5. 4
	差引純減税 2. 6
合 計 9. 2	合 計 9. 2

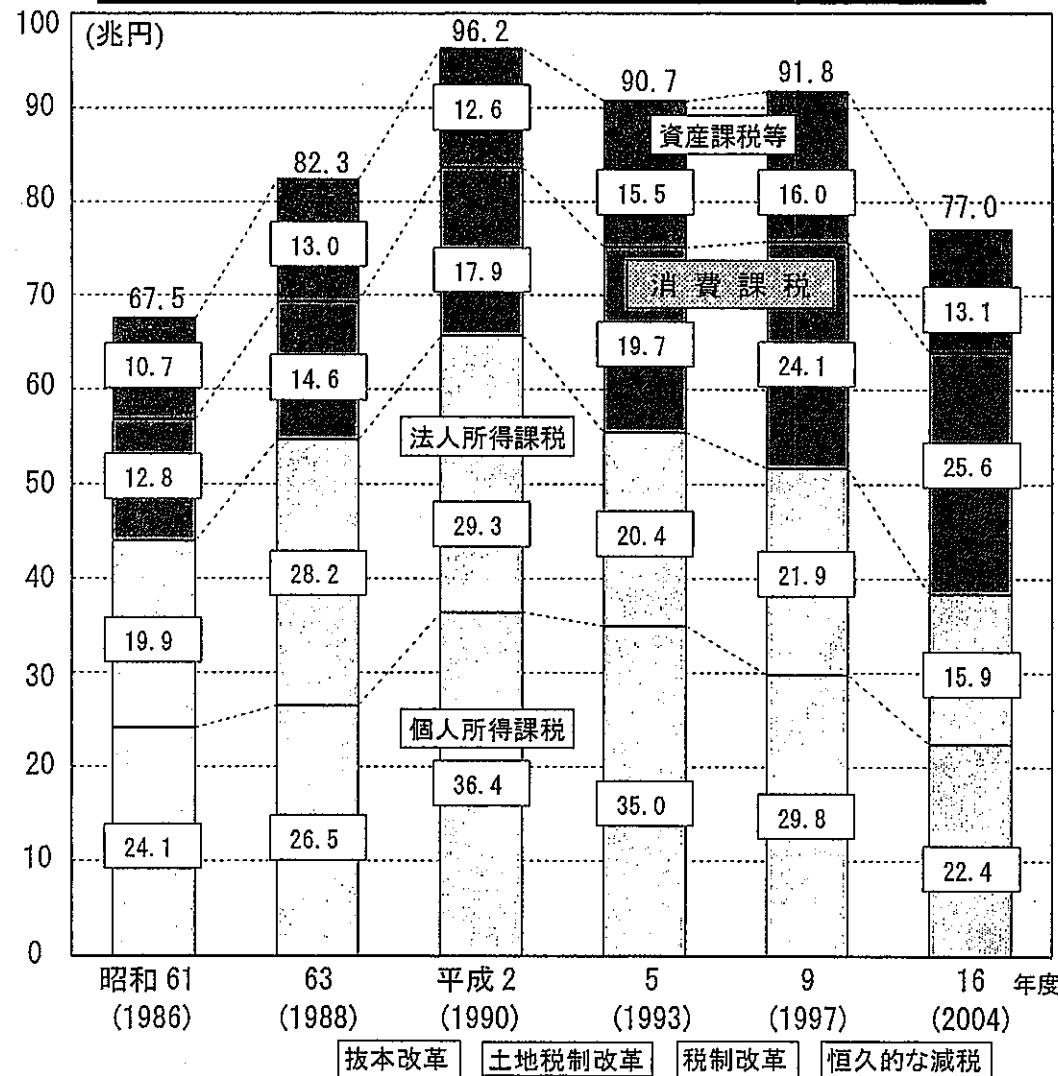
（注）係数は、国税・地方税の合計額である。



(備考)長期債務残高は国及び地方の合計額。なお、地方の借入金残高は地方債残高、企業債残高のうち普通会計負担分及び交付税特別会計借入金残高のうち地方負担分の合計額を計上。

GDPは名目であり、新基準(93SNAベース)による計数である。(2000年度以前は確定値。2001~2002年度は確報改定値。2003年度は速報値。2004年度は見込み額。)(出所)名目GDP及び財政収支・内閣府「国民経済計算年報」(2003年度及び2004年度の財政収支は内閣府推計値)。

所得・消費・資産等の区分毎の税収額の推移(国税+地方税)  
(資産性所得を所得課税に含めた場合)



(注) 平成 9 年度までは決算額、平成 16 年度については、国税は予算額、地方税は見込額による。

消費税導入前に指摘されていた間接税の歪み

○ 課税のアンバランス < 旧物品税の例 >

	課 稅	不 課 稅
贅沢品か否か	普通の家具(けやき製等)、食器棚、金貨、ゴルフ用具	桐製・うるし塗りの家具、システムキッチン、金地金、テニス用具、スキー
新商品と旧商品	白黒テレビ、ラジオ	液晶テレビ、留守番電話、自動車電話、電器パン製造機、パソコン、ワープロ
同じように普及しているもの	扇風機、ストーブ、冷蔵庫、掃除機、コーヒーメーカー、ココア、ウーロン茶	こたつ、アイロン、ミシン、紅茶、緑茶

○ サービス課税の欠如

	昭和 63 年度 (%)
サービス課税の税収(国税・地方税合計)に占める割合	1.0
サービス課税の間接税等税収に占める割合	4.7
消費支出に占めるサービス支出の割合	54.4

(備考) サービス課税: 旧入場税、旧通行税、旧娯楽施設利用税、旧料理飲食等消費税、入湯税。

○ 貿易摩擦の原因 < 旧物品税の例 >

国名等	品 目	批 判 の 内 容
E C アメリカ	乗 用 車	大型乗用車に高い税率が適用されるため、輸入車が不利
カ ナ ダ	金 貨	金地金(非課税)に比べ不利
ス イ ス	貴金属時計	一般の時計(税率 10%)に比べ 貴金属時計(税率 30%)が不利

(出典) 「図説 日本の税制(財経詳報社)」、「最新 消費税法(税務経理協会)」

## 平成 6 年の税制改革

### 「わが国税制の現状と課題 — 21 世紀に向けた国民の参加と選択 —（平成 12 年 7 月 税制調査会）」（抄）

#### 第二 個別税目の現状と課題

##### 三 消費課税

###### 4. 消費税

###### (1) 消費税のこれまでの歩みとその意義

###### ② 平成 6 年の税制改革

その後、消費税の非課税範囲の拡大や簡易課税制度の見直しなどを含む平成 3 年 5 月の消費税法改正（議員立法）を経て、平成 6 年秋には、当調査会の「今後の税制のあり方についての答申」（平成 5 年 11 月）、「税制改革についての答申」（平成 6 年 6 月）などを踏まえ、個人所得課税の負担軽減と消費課税の充実を内容とする税制改革が行われました。この税制改革は、少子・高齢化が進展していく中で、活力ある福祉社会を実現するためには、勤労世代に偏らず、社会の構成員が広く負担を分から合うことが必要であり、また、ライフサイクルを通じた税負担の平準化を図ることが必要であるという考え方方に立ち、所得、消費、資産等の間でバランスがとれた税体系を構築する観点から行われたものです。

消費課税の充実を図るため消費税率を 5 %（新たに創設された地方消費税 1 % 分を含む。）に引き上げるとともに、制度の公平性、信頼性などの観点から中小事業者に対する特例措置や仕入税額控除方式などの抜本的な見直しを行うこととされ、そのための法改正が平成 6 年 11 月に行われましたが、当面の経済状況に対する配慮から、これらの改正は平成 9 年 4 月から実施することとされました。

また、消費税率の引上げ等に先行して、平成 7 年（度）分の所得税・個人住民税から 3.5 兆円規模の制度減税が行われたほか、社会保障の面においては、消費税率引上げ等が実施された際などに、高齢者介護対策、少子化対策などの福祉の拡充、年金額などの物価スライドなどの措置が実施されました。消費税率の引上げ幅は、こうした個

人所得課税の制度減税と社会保障面の措置に要する財源におおむね見合うものとして決められたものでした。

さらに、景気対策の観点から、所得税・個人住民税について、平成6年（度）に5.5兆円、平成7年（度）から8年（度）にかけては2兆円の特別減税が行われました。

このように、平成6年の税制改革は、少子・高齢化の進展という経済社会の構造変化に税制面から対応するとともに、消費税率の引上げ等よりも個人所得課税の減税を先行させることにより、当面の景気回復に資することに重点を置いて行われたものであったと言えます。

○ 所得税法及び消費税法の一部を改正する法律  
(平成六年法律第百九号) (抄)

(趣旨)

第一条 この法律は、活力ある福祉社会の実現を目指す視点に立ち、社会の構成員が広く負担を分かち合い、かつ、歳出面の諸措置の安定的な維持に資するような所得、消費、資産等の間における均衡がとれた税体系を構築する観点から、個人所得課税の累進緩和等を通ずる負担の軽減並びに消費税の中小事業者に対する特例措置等の改革及び税率の引上げによる消費課税の充実を図るため、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）及び消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部改正について定めるものとする。

(参考) 平成6年秋の税制改革による増減収等の姿

所得減税等による減収額	▲ 3. 8兆円
所得税・個人住民税の恒久減税	▲ 3. 5兆円
平成6年度改正における相続税減税	▲ 0. 3兆円
消費税の改革	+ 0. 3兆円
消費税率引上げ(3%→5%)による純増収額	+ 4. 1兆円
(増収額—政府負担の消費税増加分=4.8-0.7兆円)	
政府負担の消費税増加分のうち 公債発行により得るもの	+ 0. 4兆円
つなぎ公債の償還財源	▲ 0. 5兆円
社会保障関係	▲ 0. 5兆円
年金等の物価スライド	▲ 0. 1兆円
社会福祉	▲ 0. 4兆円
合 計	0. 0兆円

(注) 係数は、国・地方の合計額である。

## 平成 15 年度税制改正 ~

### 「るべき税制の構築に向けた基本方針（平成 14 年 6 月 税制調査会）」（抄）

#### 第二 個別税目の改革

##### 三 消費税

###### 1. 消費税の現状と課題 一安定的な基幹税目とするためにー

消費税は、昭和 63 年の制度創設以来、その税収は安定的に推移し、国税収入の約 2 割を占めるなどわが国税制の基幹的な税目の一つとして定着してきた。しかし、その一方で、国民の間には、現行制度に対する不信感が依然として根強く残っていることも事実である。

今後、少子・高齢化、グローバル化の一層の進展に伴って、消費税の役割がますます重要となっていく中で、制度の信頼感を高めるとともに、その税率水準の見直しを図ることが大きな課題となっている。しばしば指摘される消費税の所得に対する逆進性の問題については、消費税だけでなく、税制全体、更には、歳出面を含めた財政全体で判断することが必要である。

###### 2. 今後の改革の方向

###### (1) 基本的考え方 一国民の信頼性の向上を図り消費税の役割を高める必要性ー

消費税は、少子・高齢化社会において、勤労世代に過度の負担を求めず、経済活動に対し中立的である等の性格から、世代間の公平の確保、経済社会の活力の発揮、安定的な歳入構造の確保のため極めて重要な税である。

社会保障支出の増大や財政構造改革を展望すれば、今後、税率を引き上げ、消費税の役割を高めていく必要がある。このためには、徹底した行政改革を進めるとともに、消費税制度に対する国民の信頼性、制度の透明性を向上させるための措置を講じる必要がある。

このような観点から、まずは、以下に述べるような中小事業者に対する特例制度や申告納付回数の見直しを行うとともに、消費税の滞納について、引き続きその未然防止、整理促進に取り組むべきである。また、消費者の便宜のため、価格の総額表示（含む税額明記）が促進されるよう関係機関において適切に対応していく必要がある。

(以下 省略)

## 「平成 15 年度における税制改革についての答申 — あるべき税制の構築に向けて — (平成 14 年 11 月 税制調査会) 」(抄)

### 第一 基本的考え方

#### 一 「あるべき税制」の構築に向けて

(前略) 平成 15 年度税制改正においては、個人所得課税、法人課税、消費税、相続税など広範にわたる各税目について、上記の視点に基づき、「基本方針」で示した「あるべき税制」の構築に向けて、第一歩としての改革を一体として進める必要がある。(後略)

### 第二 平成 15 年度税制改正における個別税目の改革

#### 三 消費税

##### 1. 検討の方向

消費税は、世代間の公平の確保、経済社会の活力の発揮、安定的な歳入構造の確保の観点から、今後、その役割を高めていかざるを得ない。そのためには、消費税に対する国民の信頼性、制度の透明性を向上させるための措置を講じる必要があり、中小事業者に対する特例措置等について、以下の方向で抜本的な改革を行う。また、消費者の便宜のため、価格の総額表示（含む税額明記）が促進されるよう配慮していく必要がある。

##### 2. 中小特例制度等の抜本的改革

###### (1) 事業者免税点制度

事業者免税点の水準（課税売上高が 3,000 万円以下）は、消費税の創設当初から長期間にわたって据え置かれ、依然として 6 割強の事業者が免税事業者となっている。このため、消費者の支払った消費税相当額が国庫に入っていないのではないかとの疑惑を呼び、これが消費税に対する国民の不信の大きな背景となっている。また、わが国の免税点水準は諸外国と比べても極めて高くなっている。

こうしたことを踏まえ、免税事業者の割合を現在の 6 割強から相当程度縮小させるべく、現行の免税点制度を大幅に縮小する。その際、法人については、既に法人税法に基づき申告・記帳の事務を行っていることから、免税事業者から除外すべきであろう。

## (2) 簡易課税制度

簡易課税制度については、これまで二度にわたり適用上限の引下げやみなし仕入率の改正が行われてきた。しかしながら、基本的にはすべての事業者に対して本則の計算方法による対応を求めるべきである。また、中小事業者の多くが納税額の損得を計算した上で適用している実態が認められる。こうしたことから、免税点制度の改正に伴い新たに課税事業者となる者の事務負担に配慮しつつ、簡易課税制度を原則廃止することが適当である。

## (3) 申告納付制度

申告納付制度については、これまで消費税の預り金的性格に鑑み、いわゆる運用益問題の解消に資する観点から改正が行われてきた。このような消費税の性格を考慮し、納税者の事務負担や税務行政コスト等にも留意しつつ、申告納付回数の増加を図ることとする。

## 平成15年度税制改正の内容(消費税関係)

### ○ 中小事業者に対する特例措置の見直し

- ・ 事業者免税点制度の適用上限の引下げ
- ・ 簡易課税制度の適用上限の引下げ

【適用上限】	3千万円 (改正前)	⇒	1千万円 (改正後)
--------	---------------	---	---------------

【適用上限】	2億円 (改正前)	⇒	5千万円 (改正後)
--------	--------------	---	---------------

〔注〕上記の各改正は、平成16年4月1日以後に開始する課税期間から適用。  
(1年決算の法人は平成17年5月末、個人事業者は平成18年3月末が最初の申告期限となる。)

### ○ 申告納付回数の見直し

直前の課税期間の確定消費税額が4,800万円(地方消費税込み6,000万円)を超える事業者について、毎月の中間申告・納付(確定申告と合わせて年12回)を行うこととする。

(注)平成16年4月1日以後に開始する課税期間から適用。

### ○ 総額表示の義務付け

事業者が、消費者に対する「値札」や「広告」などにおいて価格を表示する場合には、消費税相当額(含む地方消費税相当額)を含んだ支払総額の表示を義務付け。(注)平成16年4月1日から適用。

#### 「総額表示方式」の例

10,290円、10,290円(税込)、10,290円(税抜価格9,800円)、10,290円(うち税490円)、  
10,290円(税抜価格9,800円、税490円)

# 少子・高齢社会における税制のあり方（抄）

平成 15 年 6 月  
税制調査会

## 第一 少子・高齢化と税制

### 一 少子・高齢社会を支える税制

(前略)

技術革新を通じた生産性の向上、女性や高齢者の社会参画の推進、持続可能な社会保障制度の構築など取り組むべき課題は山積しており、少子・高齢社会に適合する姿に諸制度を再設計することが重要である。税制についても、以下の 3 つの視点に基づき改革に取り組んでいく必要がある。

#### ① 将来にわたる安心をもたらす税制

(省略)

#### ② 若者から高齢者までがともに支える税制

(省略)

#### ③ 個人や企業の活力を引き出す税制

(省略)

これらの視点を踏まえれば、昨年 6 月の「基本方針」でも述べたとおり、将来の少子・高齢社会を支える税制の構築に当たっては、個人所得課税の基幹税としての機能を回復すること及び消費税の役割を高めていくことが基本となる。このような改革は、国民の負担増を伴うものであり、国民の理解を得るには、徹底した歳出削減、行政改革を断行するとともに、とりわけ税制上の歪みや不公平の是正といった観点に立って取り組むことが肝要である。以下、このような基本認識の下、各税目の課題について列記する。

## 二 個別税目の改革

### 2. 消費税

#### (1) 少子・高齢社会における消費税の重要性

消費税は、制度創設以降、社会保障をはじめとする公的サービスの費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う上で大きな役割を果たしている。同時に、その収税は安定的に推移し現在では国税収入の約2割を占めるなど、わが国税制における基幹税の一つとして国民の間に定着してきた。

少子・高齢化が進展する中で国民の将来不安を払拭するためには、社会保障制度をはじめとする公的サービスを安定的に支える歳入構造の構築が不可欠であることから、消費税は極めて重要な税である。したがって、将来は、歳出全体の大胆な改革を踏まえつつ、国民の理解を得て、二桁の税率に引き上げる必要もあろう。これが今後の税体系全体の見直しの基本となると考えられる。これに関連し、所得に対する逆進性の問題については、消費税という一税目のみを取り上げて議論すべきものではなく、税制全体、さらには社会保障制度等の歳出面を含めた財政全体で判断していくことが必要である。

少子・高齢社会における消費税の重要性に鑑み、消費税に対する信頼性・制度の透明性の向上を図る観点から、平成15年度税制改正において中小事業者に対する特例措置の見直し等抜本的な改革を講じたところである。

#### (2) 今後の検討課題

このように消費税に対する信頼性・透明性は相当程度向上したと考えるが、今後、消費税率の引上げについて検討していくに際して、以下のような課題についても検討を深める必要がある。

##### ① 税率構造

消費税の税率構造は、制度の簡素化、経済活動に対する中立性の確保の観点から極力単一税率が望ましい。

しかし将来、消費税率の水準が欧州諸国並みである二桁税率となった場合には、所得に対する逆進性を緩和する観点から、食料品等に対する軽減税率の採用の是非が検討課題となる。

## ② 仕入税額控除

現行消費税制度において仕入税額控除を行うためには、課税仕入れ等の事実を納税者自身が記載した帳簿の保存に加え、取引の相手方が発行した請求書等の取引の事実を証する書類の保存が必要とされている（「請求書等保存方式」）。このような請求書等保存方式は、単一税率の下では適切な仕入税額控除に特段の支障がないが、将来、複数税率が採用される場合には、適正かつ円滑な施行に資する観点から、免税事業者からの仕入税額控除を排除し、税額を明記した請求書等の保存を求める「インボイス方式」を採用する必要がある。

## ③ 消費税の使途

消費税はわが国の財政にとって重要な役割を果たすべき基幹税である。平成11年度予算以降、国の消費税収（地方交付税分を除く国分）を基礎年金、老人医療及び介護に充てることを毎年度の予算総則に明記する、いわゆる「消費税の福祉目的化」が行われている。税率の引上げに際しては、国民の理解を得るために社会保障支出や社会保障負担との関係を明確に説明することが必要となろう。

# 平成16年度税制改正大綱（抄）

平成15年12月17日  
自由民主党  
公明党

## 第一 持続可能な社会保障制度と地方分権の推進を支える税制の確立を目指して

今、わが国は、構造改革を着実に進め、活力ある経済社会を実現していくため、多くの基本的な課題に取り組まなければならない。

第一は、少子高齢化社会における年金、医療、介護等を抜本的に再構築し、持続可能で国民が信頼できる社会保障制度を確立していく必要がある。特に年金制度については、平成21年度までに基礎年金の国庫負担割合を段階的に2分の1に引き上げるための安定した税財源を確保する。

その際、税と社会保険料負担を合わせた国民負担の水準を抑制し、将来にわたってわが国経済社会の活力を維持するようにつとめる。

第二は、「国から地方へ」の考え方方に立ち、地方の自立と地域経済の発展を目指して、眞の地方分権を推進し、地方自治の確立を図っていく必要がある。特に、平成18年度までに、約4兆円の国庫補助負担金の廃止・縮減等を行うとともに、地方交付税の見直しと地方への税源移譲を行う「三位一体改革」を進めることが求められている。

その際、地方行革を徹底して進め、地方財政の健全化を図っていくことが重要である。

こうした諸課題を解決するため、むこう数年間のうちに、次のような税制の抜本改革に取り組むこととする。

### 一 中 略 一

4 平成19年度を目途に、年金、医療、介護等の社会保障給付全般に要する費用の見通し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む抜本的税制改革を実現する。

# 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004（抄）

平成 16 年 6 月 4 日  
閣 議 決 定

## 第1部 「重点強化期間」の主な改革

### 2. 「官の改革」の強化

#### （4）包括的かつ抜本的な税制改革

- ・経済社会の活性化、持続可能な社会保障制度の確立、真の地方分権と行革の推進、基礎的財政収支の改善、グローバル化の下での競争力強化等の視点に立ち、「平成 16 年度与党税制改正大綱」（平成 15 年 12 月 17 日）も踏まえ、相互に関連する税制改革案を包括的かつ抜本的に検討し、重点強化期間内を目途に結論を得る。

### 5. 「持続的な安全・安心」の確立

#### （1）社会保障制度の総合的改革

##### （社会保障の一体的見直し）

- ・社会保障制度全般について、広く有識者の参加も得つつ、一体的な見直しを開始する。平成 16 年中に、社会保障制度の国民生活における基本的役割、その持続可能性、経済や雇用との関係、家族や地域社会の在り方を踏まえ、中長期的な観点からの社会保障給付の目標、税・保険料の負担や給付の在り方、公的に給付すべき範囲の在り方、各制度間の調整の在り方、制度運営の在り方等の課題についての論点整理を行い、重点強化期間内を目途に結論を得る。

## 第3部 経済財政運営と平成 17 年度予算の在り方

### 1. 経済財政運営の考え方

#### （2）中期的な経済財政運営の在り方

- ・本基本方針の施策を着実に実行し、重点強化期間において、デフレからの脱却を確実なものとしつつ、人口減少や国際環境の変化など新たな条件の下での成長基盤の重点強化を図る。
- ・歳出改革路線を堅持し、「改革と展望」に沿って、平成 18 年度（2006 年度）までの政府の大きさ（一般政府の支出規模の GDP 比）は平成 14 年度（2002 年度）の水準を上回らない程度とすることを目指す。また、平成 18 年度（2006 年度）までに、国と地方双方が歳出削減努力を積み重ねつつ、必要な行政サービス、歳出水準を見極め、また経済活性化の進展状況および財政事情を踏まえ、必要な税制上の措置を判断する。
- ・さらに、平成 19 年度（2007 年度）以降も、それ以前と同程度の財政収支改善努力を行うと同時に民間需要主導の持続的成长を実現することにより、2010 年代初頭における国と地方合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指す。